別紙１

行政手続法が適用される（法令に根拠がある）審査基準（申請に対する処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処　　分　　名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備　　考
809	行政財産の目的外使用許可	地方自治法（昭和22年法律第67号）	第238条の４第７項	○	１０日	総合政策課契約管財係	

※「審査基準」欄の記載内容は、次のとおりです。
①「○」　審査基準を設定している。
②「×」　審査基準を設定していない
ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの
イ：申請等の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの